

就労継続支援 A 型事業所サービス利用の手続きの流れ

企業等に就労することが困難な方であって雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な、原則 18 歳以上 65 歳未満で、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や難病のある方（利用開始時 65 歳未満の方）。
 具体的には……○就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用結びつかなかった方
 ○特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが企業等の雇用結びつかなかった方
 ○企業等を退職した方など就労経験のある方で現に雇用関係がない方

